

自由権規約委員会第 120 会期開幕

2017/07/03

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 120 会期が開幕した。今会期では、スイス、リヒテンシュタイン、ホンジュラス、モンゴル、スワジランド、マダガスカル、パキスタンの状況が検討される。開会にあたり人権高等弁務官事務所の代表は、多くの締約国が委員会への報告義務を怠っており、提出期限を過ぎている報告書は現在 34%に達すると述べた。また、委員に対して、会期中に高等弁務官事務所の能力構築チームと会合し、現地スタッフとの密接な協力方法について検討するよう促した。委員は、締約国の報告の遅れに懸念を示しながら、遅れの原因の 1 つは、事務局が質問事項の準備に対応できていないことと関係していると述べた。個人通報に関する作業部会議長も発言し、27 件の通報を審査し、26 件について決定を採択したと報告した。また、フランス語への翻訳が行われていないことについて、多言語原則が忘れられ、国連と自由権規約委員会の有効性が損なわれていると指摘した。

女性差別撤廃委員会第 67 会期開幕

2017/07/03

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 67 会期が開幕した。開会の挨拶をした人権高等弁務官事務所の代表は、紛争下の性暴力に関する国連事務総長特別代表に元委員が任命されたことに祝意を述べた。続いて、5 月 22 日に公表された女性・子ども・青少年の健康と人権に関するハイレベル作業部会の報告書に言及し、この報告書は各国政府に対して、健康の権利実現と健康による権利実現のための環境を整備すること、女性・子ども・青少年の健康と人権に関する約束と成果とのギャップを埋めることを求めていると説明した。さらに、ジェンダーに基づく暴力に関する新たな一般勧告が今会期で採択される可能性があることを歓迎した。委員長は、女性差別撤廃条約の締約国、条約 20 条 1 項(委員会の会合期間)改正の受諾国は、それぞれ 189 カ国、71 カ国であり、選択議定書の締約国はサントメ・プリンシペの批准により 109 カ国になったこと、パキスタンが第 1 次報告書を提出したことなどを報告した。

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見草案を討議

2017/07/14

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では、自由権規約 6 条(生命の権利)に関する一般的意見草案について討議が行われ、パラグラフ 50(未成年者と妊婦への死刑の適用)とパラグラフ 54(6 条が他の条項と重複・相互関連する場合の基準と保障)が採択された。この一方で、パラグラフ 51(重篤な精神障害者や授乳中の母親などへの死刑の適用を慎む)、パラグラフ 52 と 53(死刑廃止の精神)、パラグラフ 55～60(委員会の協力者・通報者を報復から守る締約国の義務、拷問・虐待による生命剥奪の危険性、生命が脅かされる危険がある国への帰還が深刻な精神的苦痛をもたらす可能性、生命の恣意的剥奪が親族に深刻な精神的苦痛をもたらす可能性、6 条で保障される生命の権利が 9 条 1 項の身体の安全の権利と重複する可能性、6 条と戦争宣伝・暴力扇動の禁止に関する 20 条との具体的関連)については、担当委員が草案を修正し、今後の会合で改めて検討されることになった。

自由権規約委員会 日本などに関する最終見解のフォローアップ

2017/07/17

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では、委員会の最終見解のフォローアップ担当委員の報告書案について討議が行われた。報告書案には日本に関するフォローアップも含まれており、日本に関する部分は、①死刑適用可能な犯罪の削減、死刑誤判の法的防止措置の強化、死刑判決の再審、②強要された自白を裁判で認めないための措置の欠如、③人権を侵害された慰安婦の司法へのアクセス、家族への完全補償、公的謝罪、④外国人研修者の保護、労働に関わる死、労働基準監督署の数、労働に関わる人身取引に関する独立の苦情申立制度・制裁の設置、⑤代用監獄制度、抑留代替措置、法的助言を受ける権利、再審請求制度、から成る。委員から、死刑判決が下された全事件の尋問が映像・音声で記録されるかが問われ、また、慰安婦問題に関して、日本政府は韓国の慰安婦支援基金に資金を提供するなど、この問題に一層取り組むべきであるという意見もみられた。この後、これらの意見を取り入れた報告書が採択された。

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見草案を討議

2017/07/20

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では、自由権規約 6 条(生命の権利)に関する一般的意見草案について討議が行われ、以下のパラグラフが採択された。すなわち、パラグラフ 61a(生命の権利と平等の相互関係、特にジェンダーに基づく暴力の究極の形態であり、生命の権利の重大な侵害であるフェミサイド [女性殺害])、パラグラフ 61b(6 条と国際環境法の相互関係)、パラグラフ 68(締約国による規約違反の被害者である旨を主張する手続)である。また、パラグラフ 50～67 について、改めて討議が行われ、以下のパラグラフが採択された。すなわち、パラグラフ 51・52・53(死刑)、パラグラフ 55(人権擁護活動家の保護)、パラグラフ 58(生命を剥奪された人の家族の権利)、パラグラフ 59(身体的自由・安全の権利、生命の権利を侵害する恣意的抑留の究極の形態)、パラグラフ 63(国際人道法が適用可能な武力紛争での 6 条の適用)、パラグラフ 65(6 条の留保)、である。

拷問禁止委員会開催の予定

2017/07/20

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 61 会期が 7 月 24 日～8 月 11 日に開催される。この会期では、拷問等禁止条約の実施に関するパラグアイ、アイルランド、パナマの報告書、また、アンティグア・バーブーダの状況の検討、条約 3 条(拷問のおそれのある他の国への送還の禁止)に関する改定一般的意見草案の検討、人種差別撤廃委員会との会合などが行われる予定である。拷問等禁止条約(1984 年採択、1987 年発効)の現締約国は 162 カ国である。20 条は制度的に行われている拷問に関する情報を調査する委員会の権限、21 条は他の締約国による条約義務違反に関する通報を受理・検討する委員会の権限、22 条は締約国の条約違反の被害者個人の通報を受理・検討する委員会の権限を規定している。日本はこのうち 21 条のみ認めている。選択議定書(2006 年発効)は、人々が自由を剥奪されている場所への独立の団体の定期的訪問制度を規定する。締約国は 83 カ国であるが、日本は批准していない。

自由権規約委員会 締約国と非公式会合

2017/07/21

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では、締約国との第 9 回非公式会合が開かれ、個人通報の審理未了、条約機関の文書の語数制限、自由権規約 6 条に関する一般的意見草案などについて討議が行われた。岩沢雄司委員長は、個人通報の登録件数は増え続けており、個人通報に当てる会合時間を最大限確保するために複数の措置が導入されたが、さらに事務局の処理能力を向上することが不可欠であると訴えた。また、締約国に対して、条約機関の作成する文書の 10,700 語という制限を再検討するよう求めた。締約国は、条約機関への報告の負担、複数の条約機関の最終見解や勧告の重複の問題を訴え、条約機関の活動方法の調整・簡素化などを求めた。日本代表も発言し、日本は条約機関の効果的・効率的作業が極めて重要だと考えているが、簡素化した報告手続の効果には限界があり、効率化向上のために何ができるのか、委員会は 2 会合同時開催を実施する用意はあるのかを問うた。

女性差別撤廃委員会第 67 会期閉幕

2017/07/21

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 67 会期は、イタリア、タイ、ルーマニア、コスタリカ、モンテネグロ、バルバドス、ニジェール、ナイジェリアに対する最終見解と勧告を今日の会合で採択し、閉幕した。今会期中には、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告 35 号を採択した。この一般勧告は、女性に対する暴力に関する一般勧告 19 号(1992 年)を更新するもので、サイバー空間における暴力や過激主義による暴力を含む、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を防止し女性を保護する締約国の義務に関する指針である。また、昨年の専門家会合で採択された「安全で秩序ある正規移住のためのグローバルコンパクトにおける女性の人権のための勧告」を承認した。第 68 会期(10 月 23 日～11 月 17 日)では、ブルキナファソ、北朝鮮、グアテマラ、イスラエル、ケニア、クウェート、モナコ、ナウル、ノルウェー、オマーン、パラグアイ、シンガポールの報告書を審査する予定である。

人身取引反対世界デーに向けて 専門家が共同声明

2017/07/27

国連人権高等弁務官事務所

7月30日の人身取引反対世界デーに向けて、人身取引、子どもの売買・性的搾取に関する特別報告者2名が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。紛争を逃れた全ての子どもが、家庭、コミュニティ、移住者・難民居住地で性的・労働搾取、売買、強制婚など様々な虐待の危険にさらされている。その要因には、キャンプでの子どもの受入れ能力の不足、担当者間の調整の欠如、子どものニーズ・最善の利益への考慮を欠いた制度、貧困などが含まれる。特に、不法移住の子どもの抑留は子どもの最善の利益にはならず、権利侵害であることを強調したい。各国政府には、人身取引・売買その他の搾取の被害を受けた子どもを特定し、家庭での援助や家庭的な環境の下での援助を行う法的責任がある。援助はまた、子どもとジェンダーに敏感なものでなければならない。受入れ国・国際機関・市民社会団体間の協力も強化しなければならない。

人種差別撤廃委員会開催の予定

2017/07/27

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第93会期が7月31日～8月25日に開催される。この会期で委員会は、クウェート、ロシア、アラブ首長国連邦、エクアドル、ジブチ、タジキスタン、カナダ、ニュージーランドにおける人種差別撤廃条約の実施状況の審査を行う。また、NGOと会合し、上記の国々の現状に関する説明を受ける。さらに、条約14条の下で受理した通報の検討も行う予定である。人種差別撤廃条約は、主要人権条約の中で最も早く制定されたものであり、昨年採択50周年記念行事が行われた。締約国は178カ国であり、これらの国々はあらゆる人種差別の撤廃を約束している。人種差別とは、人種、皮膚の色、世系、民族的・種族的出身に基づくあらゆる区別・排除・制限・優先であって、あらゆる分野における平等の立場での人権・基本的自由を認識し、享有しまたは行使することを妨げまたは害する目的・効果を有するものと定義されている。